

## 国民健康保険事業の取扱

国民健康保険税 国民健康保険給付事業 国民健康保険運営協議会  
特定疾患医療費助成事業 高額療養費貸付あっせん制度  
乳幼児医療費助成 ひとり親家庭医療費助成 妊産婦医療費助成  
重度心身障害者医療費助成 出産費資金貸付

平成14年12月26日

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険税(1)																																																																																										
調整の方針	<p>国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。</p> <p>納期については、合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。ただし、第6期の納期については、12月16日から同月25日までとする。</p> <p>低所得者減額については、税率に準じて定める。</p> <p>減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。</p>																																																																																												
現 況			調整の具体的内容																																																																																										
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町																																																																																											
<p>1. 納税義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主</p> <p>2. 税 率</p> <table border="0" data-bbox="224 893 672 1212"> <tr><td>医療分</td><td>所得割額</td><td>8.5%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>48.0%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>17,400円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>20,700円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>53万円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>所得割額</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>7万円</td></tr> </table>	医療分	所得割額	8.5%		資産割額	48.0%		均等割額	17,400円		平等割額	20,700円		課税限度額	53万円	介護分	所得割額	1.5%		資産割額	3.9%		均等割額	4,200円		平等割額	4,800円		課税限度額	7万円	<p>1. 納税義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主</p> <p>2. 税 率</p> <table border="0" data-bbox="784 893 1232 1212"> <tr><td>医療分</td><td>所得割額</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>52万円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>所得割額</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>7万円</td></tr> </table>	医療分	所得割額	7.4%		資産割額	50.0%		均等割額	16,000円		平等割額	20,000円		課税限度額	52万円	介護分	所得割額	0.9%		資産割額	4.0%		均等割額	4,500円		平等割額	3,000円		課税限度額	7万円	<p>1. 納税義務者 国民健康保険の被保険者である世帯主</p> <p>2. 税 率</p> <table border="0" data-bbox="1321 893 1769 1212"> <tr><td>医療分</td><td>所得割額</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>50.0%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>53万円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>所得割額</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td></td><td>資産割額</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td></td><td>均等割額</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>平等割額</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td></td><td>課税限度額</td><td>7万円</td></tr> </table>	医療分	所得割額	7.4%		資産割額	50.0%		均等割額	16,000円		平等割額	20,000円		課税限度額	53万円	介護分	所得割額	1.1%		資産割額	3.5%		均等割額	4,500円		平等割額	4,000円		課税限度額	7万円	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併年度及び翌年度は、不均一課税とする。</p>
医療分	所得割額	8.5%																																																																																											
	資産割額	48.0%																																																																																											
	均等割額	17,400円																																																																																											
	平等割額	20,700円																																																																																											
	課税限度額	53万円																																																																																											
介護分	所得割額	1.5%																																																																																											
	資産割額	3.9%																																																																																											
	均等割額	4,200円																																																																																											
	平等割額	4,800円																																																																																											
	課税限度額	7万円																																																																																											
医療分	所得割額	7.4%																																																																																											
	資産割額	50.0%																																																																																											
	均等割額	16,000円																																																																																											
	平等割額	20,000円																																																																																											
	課税限度額	52万円																																																																																											
介護分	所得割額	0.9%																																																																																											
	資産割額	4.0%																																																																																											
	均等割額	4,500円																																																																																											
	平等割額	3,000円																																																																																											
	課税限度額	7万円																																																																																											
医療分	所得割額	7.4%																																																																																											
	資産割額	50.0%																																																																																											
	均等割額	16,000円																																																																																											
	平等割額	20,000円																																																																																											
	課税限度額	53万円																																																																																											
介護分	所得割額	1.1%																																																																																											
	資産割額	3.5%																																																																																											
	均等割額	4,500円																																																																																											
	平等割額	4,000円																																																																																											
	課税限度額	7万円																																																																																											

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険税(2)
調整の方針			
現況			調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町	
<p>3.納期</p> <p>第1期 7月16日から同月31日まで  第2期 8月16日から同月31日まで  第3期 9月16日から同月30日まで  第4期 10月16日から同月31日まで  第5期 11月16日から同月30日まで  第6期 12月16日から同月28日まで  第7期 1月16日から同月31日まで  第8期 2月16日から同月末日まで</p> <p>4.低所得者減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得の合計が33万円以下の世帯の軽減額(6割軽減)</li> <li>世帯の所得の合計が、33万円に世帯主を除く1人につき24万5千円を加算した金額以下の世帯の軽減額(4割軽減)</li> </ul>	<p>3.納期</p> <p>第1期 7月16日から同月31日まで  第2期 8月16日から同月31日まで  第3期 9月16日から同月30日まで  第4期 10月16日から同月31日まで  第5期 11月16日から同月30日まで  第6期 1月16日から同月31日まで  第7期 2月16日から同月末日まで</p> <p>4.低所得者減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得の合計が33万円以下の世帯の軽減額(6割軽減)</li> <li>世帯の所得の合計が、33万円に世帯主を除く1人につき24万5千円を加算した金額以下の世帯の軽減額(4割軽減)</li> </ul>	<p>3.納期</p> <p>第1期 7月16日から同月31日まで  第2期 8月16日から同月31日まで  第3期 9月16日から同月30日まで  第4期 11月16日から同月30日まで  第5期 12月16日から同月28日まで  第6期 2月16日から同月末日まで</p> <p>4.低所得者減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得の合計が33万円以下の世帯の軽減額(6割軽減)</li> <li>世帯の所得の合計が、33万円に世帯主を除く1人につき24万5千円を加算した金額以下の世帯の軽減額(4割軽減)</li> </ul>	<p>合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。ただし、第6期の納期については、12月16日から同月25日までとする。</p> <p>税率に準じて定める。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険税(3)
調整の方針			
現況			調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町	
<p>5. 減免</p> <p>(1) 結核防止法、精神保健法、精神障害者福祉に関する法律の規定により入院した被保険者事実発生の月から免除</p> <p>(2) 納税義務者が18歳未満で、合計所得が住民税の基礎控除以下のもの 免除</p> <p>(3) 法人の解散、倒産に伴う失業、個人の廃業に伴う失業、廃業又は事業不振により所得が前年中の所得の2分の1以下に減少所得割の額を2分の1に軽減</p> <p>(4) 火災、天災、盗難等による損害額が、前年中の所得の10分の3以上に相当し、税の納付が困難なもの 軽減又は免除</p> <p>(5) 国民健康保険法第59条各号の規定に該当する場合 発生の月から免除</p> <p>(6) 疾病による医療費等が、前年の所得の10分の1以上に相当し、前年中の所得が1000万円以下のもの 軽減又は免除</p>	<p>5. 減免</p> <p>(1) 結核防止法、精神保健法、精神障害者福祉に関する法律の規定により入院した被保険者事実発生の月から免除</p> <p>(2) 法人の解散、倒産に伴う失業、個人の廃業に伴う失業、廃業又は事業不振により所得が前年中の所得の2分の1以下に減少所得割の額を2分の1に軽減</p> <p>(3) 火災、天災、盗難等による損害額が、前年中の所得の10分の3以上に相当し、税の納付が困難なもの 軽減又は免除</p> <p>(4) 国民健康保険法第59条各号の規定に該当する場合 発生の月から免除</p> <p>(5) 疾病による医療費等が、前年の所得の10分の1以上に相当し、前年中の所得が1000万円以下のもの 軽減又は免除</p>	<p>5. 減免</p> <p>(1) 結核防止法、精神保健法、精神障害者福祉に関する法律の規定により入院した被保険者事実発生の月から免除</p> <p>(2) 法人の解散、倒産に伴う失業、個人の廃業に伴う失業、廃業又は事業不振により所得が前年中の所得の2分の1以下に減少所得割の額を2分の1に軽減</p> <p>(3) 火災、天災、盗難等による損害額が、前年中の所得の10分の3以上に相当し、税の納付が困難なもの 軽減又は免除</p> <p>(4) 国民健康保険法第59条各号の規定に該当する場合 発生の月から免除</p> <p>(5) 疾病による医療費等が、前年の所得の10分の1以上に相当し、前年中の所得が1000万円以下のもの 軽減又は免除</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険税(4)
調整の方針			
現 況			調整の具体的内容
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町	
<p>(7) 生活保護法の規定による保護に準ずる扶助を受けているもの 未到来の納期について2分の1を軽減</p> <p>(8) 前年中に債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p> <p>(9) 年の途中で債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p>	<p>(6) 生活保護法の規定による保護に準ずる扶助を受けているもの 未到来の納期について2分の1を軽減</p> <p>(7) 前年中に債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p> <p>(8) 年の途中で債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p>	<p>(6) 生活保護法の規定による保護に準ずる扶助を受けているもの 未到来の納期について2分の1を軽減</p> <p>(7) 前年中に債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p> <p>(8) 年の途中で債務返済等のため居住用財産を譲渡し、税の納付困難なもの 返済額相当額の所得割額を免除</p>	

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険給付事業(1)	
調整の方針	<p>一部負担金の減免については、合併時に佐野市の制度を適用する。</p> <p>出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。</p> <p>人間ドックについては、合併時に佐野市の制度を適用する。なお、契約検診機関は、現行の契約検診機関を全て引継ぐ。</p> <p>保養所（レイクサイド佐野）利用健康増進費助成については、合併時に佐野市の制度を適用する。</p>			
現		況		調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町		
<p>○一部負担金の減免 国民健康保険から生活保護へ移行する際、生保開始までの一部負担金を申請により免除</p> <p>○出産育児一時金 300,000円</p> <p>○葬祭費 50,000円</p>	<p>○一部負担金の減免 なし</p> <p>○出産育児一時金 300,000円</p> <p>○葬祭費 50,000円</p>	<p>○一部負担金の減免 なし</p> <p>○出産育児一時金 300,000円</p> <p>○葬祭費 50,000円</p>	<p>合併時に佐野市の制度を適用する。</p> <p>現行のとおりとする。</p>	

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険給付事業(2)																																																																																
調整の方針																																																																																			
現		況		調整の具体的内容																																																																															
佐野市	田沼町	葛生町																																																																																	
<p>○人間ドック</p> <p>対象年齢 年齢制限なし</p> <table border="1" data-bbox="219 751 712 1102"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>検診費用</th> <th>助成額</th> <th>本人負担(3割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊</td> <td>66,675</td> <td>44,450</td> <td>22,225</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>43,575</td> <td>29,050</td> <td>14,525</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>40,950</td> <td>27,300</td> <td>13,650</td> </tr> <tr> <td>1泊+脳</td> <td>87,675</td> <td>58,450</td> <td>29,225</td> </tr> <tr> <td>日帰+脳</td> <td>64,575</td> <td>43,050</td> <td>21,525</td> </tr> <tr> <td>骨ドック</td> <td>10,185</td> <td>6,790</td> <td>3,395</td> </tr> <tr> <td>歯科検診</td> <td>3,465</td> <td>2,300</td> <td>1,165</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:円)</p> <p>契約検診機関</p> <p>1泊2日、日帰、脳ドックは佐野厚生総合病院及び佐野医師会病院</p> <p>1泊+脳、日帰+脳は佐野医師会病院</p> <p>骨ドックは佐野厚生総合病院</p> <p>歯科検診は安佐歯科医師会</p>	コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)	1泊	66,675	44,450	22,225	日帰	43,575	29,050	14,525	脳ドック	40,950	27,300	13,650	1泊+脳	87,675	58,450	29,225	日帰+脳	64,575	43,050	21,525	骨ドック	10,185	6,790	3,395	歯科検診	3,465	2,300	1,165	<p>○人間ドック</p> <p>対象年齢 30歳以上</p> <table border="1" data-bbox="766 751 1249 1007"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>検診費用</th> <th>助成額</th> <th>本人負担(3割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊</td> <td>65,100</td> <td>43,400</td> <td>21,700</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>40,950</td> <td>27,300</td> <td>13,650</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>36,230</td> <td>24,150</td> <td>12,080</td> </tr> <tr> <td>1泊+脳</td> <td>92,780</td> <td>61,850</td> <td>30,930</td> </tr> <tr> <td>歯科検診</td> <td>3,465</td> <td>2,300</td> <td>1,165</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:円)</p> <p>契約検診機関</p> <p>栃木県・県南総合病院</p> <p>歯科検診は安佐歯科医師会</p>	コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)	1泊	65,100	43,400	21,700	日帰	40,950	27,300	13,650	脳ドック	36,230	24,150	12,080	1泊+脳	92,780	61,850	30,930	歯科検診	3,465	2,300	1,165	<p>○人間ドック</p> <p>対象年齢 35歳以上</p> <table border="1" data-bbox="1294 751 1778 1007"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>検診費用</th> <th>助成額</th> <th>本人負担(3割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1泊</td> <td>65,100</td> <td>43,400</td> <td>21,700</td> </tr> <tr> <td>日帰</td> <td>40,950</td> <td>27,300</td> <td>13,650</td> </tr> <tr> <td>脳ドック</td> <td>36,230</td> <td>24,150</td> <td>12,080</td> </tr> <tr> <td>1泊+脳</td> <td>92,780</td> <td>61,850</td> <td>30,930</td> </tr> <tr> <td>歯科検診</td> <td>3,465</td> <td>2,300</td> <td>1,165</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:円)</p> <p>契約検診機関</p> <p>栃木県・県南総合病院</p> <p>歯科検診は安佐歯科医師会</p>	コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)	1泊	65,100	43,400	21,700	日帰	40,950	27,300	13,650	脳ドック	36,230	24,150	12,080	1泊+脳	92,780	61,850	30,930	歯科検診	3,465	2,300	1,165	<p>合併時に佐野市の制度を適用する。なお、契約検診機関は、現行の契約検診機関を全て引継ぐ。</p>
コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)																																																																																
1泊	66,675	44,450	22,225																																																																																
日帰	43,575	29,050	14,525																																																																																
脳ドック	40,950	27,300	13,650																																																																																
1泊+脳	87,675	58,450	29,225																																																																																
日帰+脳	64,575	43,050	21,525																																																																																
骨ドック	10,185	6,790	3,395																																																																																
歯科検診	3,465	2,300	1,165																																																																																
コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)																																																																																
1泊	65,100	43,400	21,700																																																																																
日帰	40,950	27,300	13,650																																																																																
脳ドック	36,230	24,150	12,080																																																																																
1泊+脳	92,780	61,850	30,930																																																																																
歯科検診	3,465	2,300	1,165																																																																																
コース	検診費用	助成額	本人負担(3割)																																																																																
1泊	65,100	43,400	21,700																																																																																
日帰	40,950	27,300	13,650																																																																																
脳ドック	36,230	24,150	12,080																																																																																
1泊+脳	92,780	61,850	30,930																																																																																
歯科検診	3,465	2,300	1,165																																																																																

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	国民健康保険給付事業(3)
調整の方針			
現 況			調整の具体的内容
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町	
○保養所(レイクサイド佐野)利用健康増進費助成 (大人1,500円、子供1,000円、年度内1回)	なし	なし	合併時に佐野市の制度を適用する。

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱		関係項目	国民健康保険運営協議会
調整の方針	国民健康保険運営協議会については、合併時に佐野市の制度を適用する。			
現			況	
佐野市	田沼町	葛生町	調整の具体的内容	
<p>佐野市国民健康保険運営協議会</p> <p>(1)被保険者を代表する委員 6人</p> <p>(2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人</p> <p>(3)公益を代表する委員 6人</p> <p>(4)被用者保険等保険者を代表する委員 3人</p> <p>計 21人</p> <p>任期 2年</p>	<p>田沼町国民健康保険運営協議会</p> <p>(1)被保険者を代表する委員 5人</p> <p>(2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人</p> <p>(3)公益を代表する委員 5人</p> <p>計 15人</p> <p>任期 2年</p>	<p>葛生町国民健康保険運営協議会</p> <p>(1)被保険者を代表する委員 3人</p> <p>(2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人</p> <p>(3)公益を代表する委員 3人</p> <p>計 9人</p> <p>任期 2年</p>	<p>合併時に佐野市の制度を適用する。</p>	

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	特定疾患医療費助成事業
調整の方針	特定疾患医療費助成事業については、合併時に佐野市の制度を適用する。		
現 況			調整の具体的内容
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町	
<p>佐野市医療費助成に関する条例</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐野市が定めた特定疾患（20疾患名）にかかっている方</li> <li>・所得制限なし</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾患者が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額 (疾患名のための医療費)</li> </ul> <p>実績 平成14年3月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者 113人</li> <li>・助成件数 1,244件</li> <li>・支払額 3,849,063円</li> </ul>	なし	なし	合併時に佐野市の制度を適用する。

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	高額療養費貸付あっせん制度
調整の方針	高額療養費貸付あっせん制度については、合併時に廃止する。		
現況			調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町	
<p>高額療養費貸付あっせん制度</p> <p>佐野市高額療養費貸付あっせん規則</p> <p>対象者 国民健康保険被保険者で高額療養費の支払いの困難な者（世帯主）</p> <p>貸付機関 金融機関</p> <p>限度額 高額療養費の10分の9の額の範囲で市長が定める。（最低1万円）</p> <p>利子補給 市長が直接貸付金融機関に納入する。</p>	なし	なし	合併時に廃止する。

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	乳幼児医療費助成
調整の方針	乳幼児医療費助成については、現行どおり実施する。		
現 況			調整の具体的内容
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町	
<p>乳幼児医療費助成制度</p> <p>○助成対象者 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間ある者）を現に監護する者</p> <p>○支給内容 助成対象者が対象乳幼児に係る保険給付につき一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を助成する。</p>	<p>乳幼児医療費助成制度</p> <p>○助成対象者 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間ある者）を現に監護する者</p> <p>○支給内容 助成対象者が対象乳幼児に係る保険給付につき一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を助成する。</p>	<p>乳幼児医療費助成制度</p> <p>○助成対象者 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間ある者）を現に監護する者</p> <p>○支給内容 助成対象者が対象乳幼児に係る保険給付につき一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を助成する。</p>	<p>現行どおり実施する。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	ひとり親家庭医療費助成
調整の方針	ひとり親家庭医療費助成については、現行どおり実施する。		
現況			調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町	
<p>ひとり親家庭医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のいない方で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を現に扶養している方及びその児童</li> <li>・父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方及びその児童</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親と子が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>ひとり親家庭医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のいない方で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している方及びその児童</li> <li>・父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方及びその児童</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親と子が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>ひとり親家庭医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のいない方で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している方及びその児童</li> <li>・父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方及びその児童</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親と子が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>現行どおり実施する。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	妊産婦医療費助成
調整の方針	妊産婦医療費助成については、現行どおり実施する。		
現 況			調整の具体的内容
佐 野 市	田 沼 町	葛 生 町	
<p>妊産婦医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けた方</li> <li>・所得制限なし</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付月の初日から出産した月の翌月末までの間に医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>妊産婦医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けた方</li> <li>・所得制限なし</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付月の初日から出産した月の翌月末までの間に医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>妊産婦医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けた方</li> <li>・所得制限なし</li> </ul> <p>○支給内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付月の初日から出産した月の翌月末までの間に医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</li> </ul>	<p>現行どおり実施する。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	重度心身障害者医療費助成
調整の方針	重度心身障害者医療費助成については、現行どおり実施する。		
現		況	
佐野市	田沼町	葛生町	調整の具体的内容
<p>重度心身障害者医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳が1級、2級の方</li> <li>・療育手帳がA1・A2又はIQ35以下の方</li> <li>・身体障害者手帳が3級・4級でIQ50以下の重複障害のある方</li> </ul> <p>○支給内容</p> <p>心身に障害のある方が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</p>	<p>重度心身障害者医療費助成制度</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳が1級、2級の方</li> <li>・療育手帳がA1・A2又はIQ35以下の方</li> <li>・身体障害者手帳が3級・4級でIQ50以下の重複障害のある方</li> </ul> <p>○支給内容</p> <p>心身に障害のある方が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</p>	<p>重度心身障害者医療費助成</p> <p>○対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳が1級、2級の方</li> <li>・療育手帳がA1・A2又はIQ35以下の方</li> <li>・身体障害者手帳が3級・4級でIQ50以下の重複障害のある方</li> </ul> <p>○支給内容</p> <p>心身に障害のある方が医療機関にかかった場合、医療に要する費用から国民健康保険法及び社会保険各法による給付額等を除いた自己負担額全額</p>	<p>現行どおり実施する。</p>

行政制度等の調整内容

協議項目	国民健康保険事業の取扱	関係項目	出産費資金貸付
調整の方針	出産費資金貸付については、合併時に佐野市の制度を適用する。		
現況			調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町	
<p>○出産費資金貸付                  出産育児一時金の80%を貸付、相殺契約により出産後差額を支給する。</p>	<p>○出産費資金貸付                  出産育児一時金の80%を貸付、相殺契約により出産後差額を支給する。</p>	なし	合併時に佐野市の制度を適用する。

協議項目 No. 25-14

診 療 所

〔 国民健康保険直営診療所 〕

平成14年12月26日

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

行政制度等の調整内容

協議項目	診療所	関係項目	国民健康保険直営診療所(1)	
調整の方針	診療所の設置については、現行のとおりとする。 診療時間・自動車使用料・手数料については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から田沼町の制度に統一する。			
現		況		調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町		
なし	診療所 ・野上診療所(第1種へき地診療所) ・飛駒診療所(第2種へき地診療所) ・新合診療所(第2種へき地診療所) ・診療時間 平日 9時～17時 土曜日 9時～12時 ただし、第2、第4土曜日、年末年始は休診 ・往診のための自動車使用料 3kmまで500円 3km超は1km増すごと100円	診療所 ・常盤診療所 ・氷室診療所(第2種へき地診療所) ・診療時間 平日 9時～17時 年末年始は休診 ・往診のための自動車使用料 地区で定める。 210円・250円・300円・350円 400円・450円・500円・550円 800円	設置については、現行のとおりとする。 診療時間・自動車使用料・手数料については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から田沼町の制度に統一する。	

行政制度等の調整内容

協議項目	診療所	関係項目	国民健康保険直営診療所(2)	
調整の方針				
現		況		調整の具体的内容
佐野市	田沼町	葛生町		
	<p>・手数料</p> <p>健康診断書 2,000円</p> <p>死亡診断書 3,000円</p> <p>死体検案書 5,000円</p> <p>各種証明書(簡単なもの) 500円</p> <p>生命保険診断書 5,000円</p> <p>各種証明書 2,000円</p> <p>労災・自賠責明細書等、特殊証明書 3,000円</p> <p>普通診断書 2,000円</p>	<p>・手数料</p> <p>健康診断書 2,000円</p> <p>死亡診断書 3,000円</p> <p>死体検案書 5,000円</p> <p>諸証明書 200円</p>		